

横浜市景観計画等の変更について

～みなとみらい21中央地区における景観計画及び

都市景観協議地区の変更について～

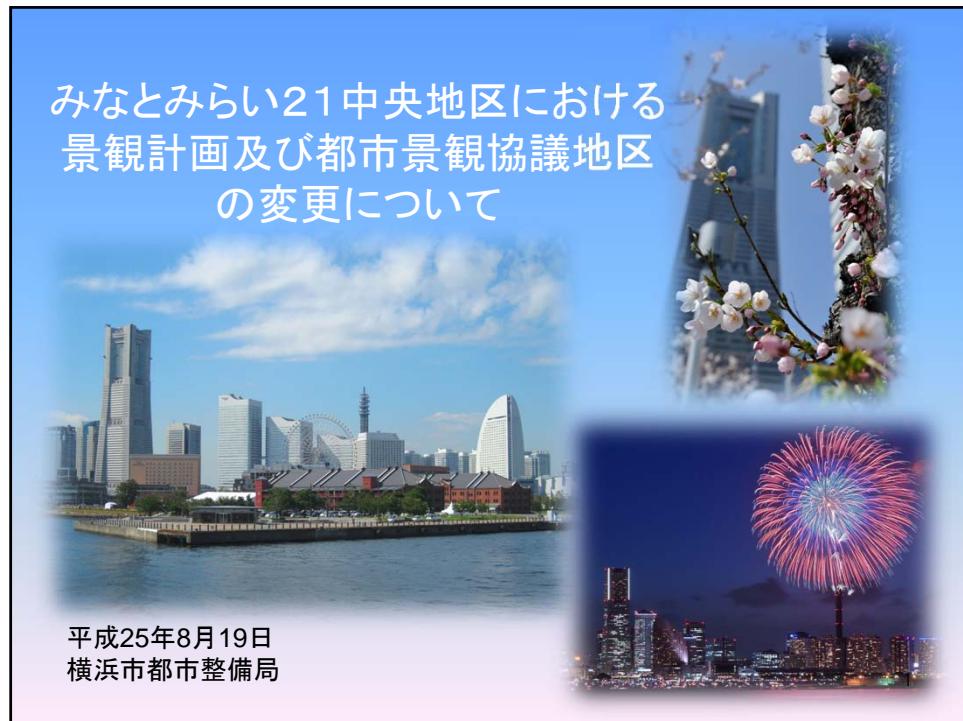
資料1－1：みなとみらい21中央地区における景観計画及び都市景観協議地区の変更について パワーポイント

資料1－2：みなとみらい21中央地区都市景観ガイドライン(景観計画・都市景観協議地区)の見直しについて

資料1－3：横浜市景観計画 新旧対照表及び変更案

資料1－4：みなとみらい21中央地区都市景観協議地区 新旧対照表及び変更案

資料1－5：横浜市都市美対策審議会景観審査部会における主なご意見と対応



みなとみらい21中央地区の 景観形成の取組み

3

景観形成の取組み

みなとみらい21街づくり基本協定

1988年(昭和63年)締結

※ 街づくりの基本的な考え方や自主ルールについて地権者間で定めたもの



この協定に基づき、街づくりを推進

4

景観形成の取組み

みなとみらい21街づくり基本協定

建築のルール

- 敷地規模
- 高さ
- ペデストrianネットワーク
- 外壁後退

景観形成のルール

- 水と緑
- 街並み・ビスタ
- スカイライン
- コモンスペース
- アクティビティフロア
- 色彩・屋外広告物
- 駐車場・駐輪場

5

景観形成の取組み



- スカイラインがみなとみらいらしさを演出
- 明るく開放的な白い街並み



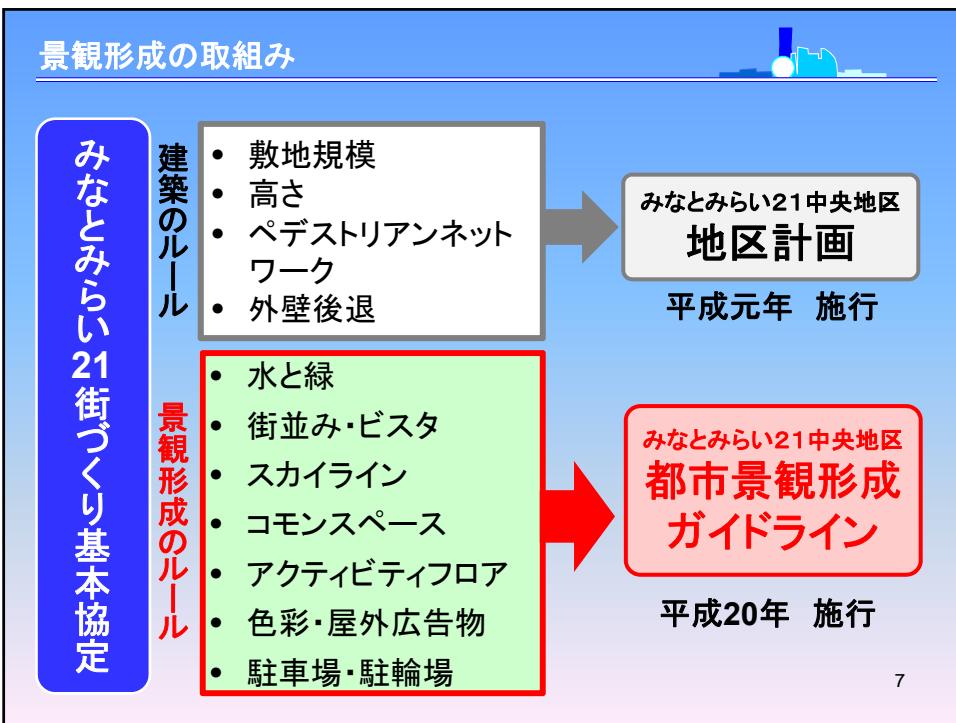
■植栽で遮蔽された駐車場



- 建築デザインと調和した集合サイン



- アクティビティフロアと歩道状空地が一体となり賑わいを創出



**みなとみらい21中央地区
都市景観形成ガイドラインとは**

都市景観形成ガイドラインとは



景観計画
(景観法)

都市景観協議
(景観条例※)

**みなとみらい21中央地区
都市景観形成ガイドライン**

※景観条例…横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例

みなとみらい21中央地区 都市景観形成ガイドラインの内容

(1)方針

(2)景観形成項目(制限内容)

都市景観形成ガイドラインの内容(1)方針

I 全体の方針

- 方針1 多様で先進的都市機能が集積する、
にぎわいと活力ある街を創る。
- 方針2 街に集う人々に心地よく、
優しい都市環境を形成する街を創る。
- 方針3 みなとみらい21地区の特徴を生かし、
横浜の顔となるような街並みを創る。

II みなとみらい大通り沿道地区の方針

目抜き通りとしての魅力ある景観形成と、超高層建築物の誘導など、**風格ある沿道景観**を目指す。

都市景観形成ガイドラインの内容(1)方針



II みなとみらい大通り沿道地区の方針

目抜き通りとしての魅力ある景観形成と、超高層建築物の誘導など、**風格ある沿道景観**を目指す。

みなとみらい21中央地区 都市景観形成ガイドラインの内容

(1) 方針

(2) 景観形成項目(制限内容)

13

都市景観形成ガイドラインの内容(2) 景観形成項目

建築デザイン

附属設備等

アクティビティフロア
(賑わいを創出する空間)

屋外広告物

夜間照明

コモンスペース
(広場状空地)

沿道通景
(高さ、外壁後退)

駐車場

歩道状空地

建築物の色彩

駐輪場

スカイライン

景観計画
(景観法)

都市景観協議地区
(景観条例)

景観形成項目の変更内容

15

景観形成項目の変更内容

変更の目的

背景

- エリアマネジメント憲章策定（平成24年3月 YMM※）
- 新たな技術の普及
- 開発ニーズの変化

※YMM…一般社団法人
横浜みなとみらい21

街の活性化と
賑わい創出

社会情勢の
変化への対応

景観形成項目の変更内容



建築デザイン

附属設備等

アクティビティフロア
(賑わいを創出する空間)

屋外広告物

夜間照明

コモンスペース
(広場状空地)

沿道通景
(高さ、外壁後退)

駐車場

歩道状空地

建築物の色彩

駐輪場

スカイライン

景観計画
(景観法)

都市景観協議地区
(景観条例)

景観形成項目の変更内容



建築デザイン

変更

附属設備等

アクティビティフロア
(にぎわいを創出する空間)

屋外広告物

夜間照明

コモンスペース
(広場状空地)

沿道通景
(高さ、外壁後退)

駐車場

歩道状空地

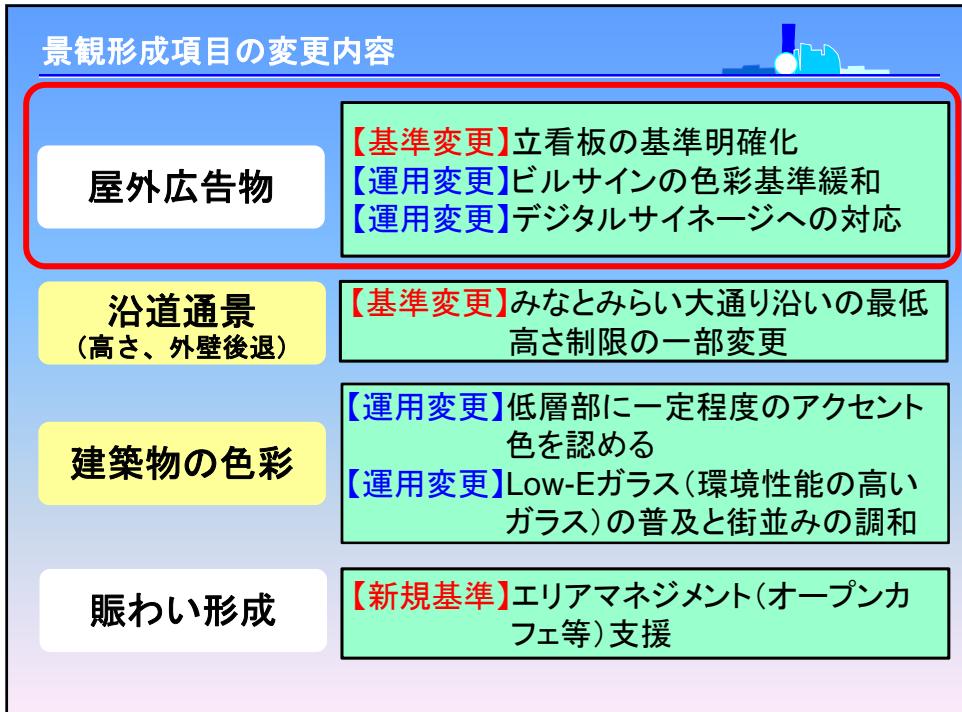
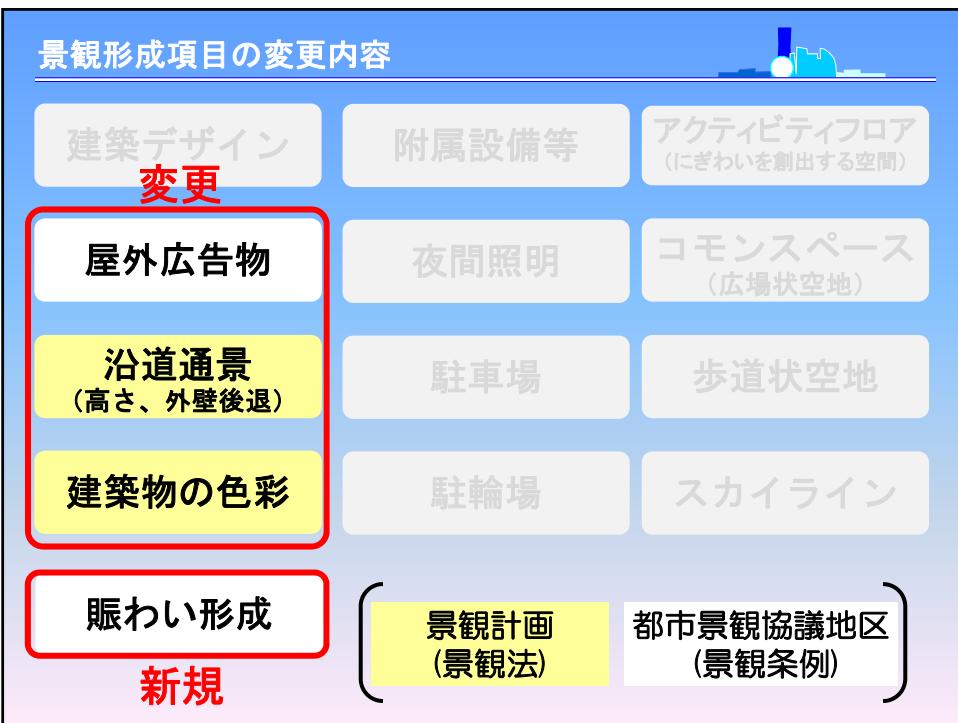
建築物の色彩

駐輪場

スカイライン

景観計画
(景観法)

都市景観協議地区
(景観条例)



景観形成項目の変更内容

屋外広告物

- 【基準変更】**立看板の基準明確化
- 【運用変更】**ビルサインの色彩基準緩和
- 【運用変更】**デジタルサイネージへの対応



景観形成項目の変更内容

屋外広告物

- 【基準変更】**立看板の基準明確化
- 【運用変更】**ビルサインの色彩基準緩和
- 【運用変更】**デジタルサイネージへの対応

沿道通景 (高さ、外壁後退)

- 【基準変更】**みなとみらい大通り沿いの最低高さ制限の一部変更

建築物の色彩

- 【運用変更】**低層部に一定程度のアクセント色を認める
- 【運用変更】**Low-Eガラス(環境性能の高いガラス)の普及と街並みの調和

賑わい形成

- 【新規基準】**エリアマネジメント(オープンカフェ等)支援

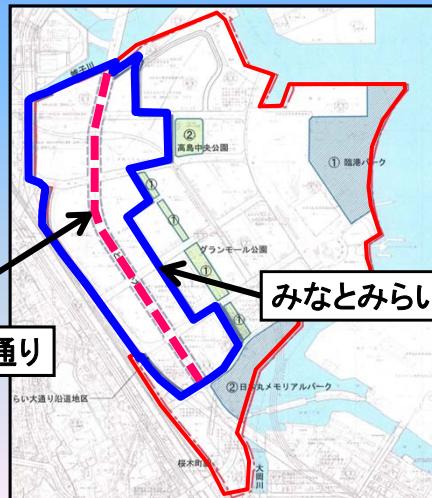
景観形成項目の変更内容

沿道通景
(高さ、外壁後退)

【基準変更】みなとみらい大通り沿いの最低
高さ制限の一部変更

みなとみらい大通り

みなとみらい大通り沿道地区



景観形成項目の変更内容

屋外広告物

【基準変更】立看板の基準明確化

【運用変更】ビルサインの色彩基準緩和

【運用変更】デジタルサイネージへの対応

沿道通景
(高さ、外壁後退)

【基準変更】みなとみらい大通り沿いの最低
高さ制限の一部変更

建築物の色彩

【運用変更】低層部に一定程度のアクセント
色を認める

【運用変更】Low-Eガラス(環境性能の高い
ガラス)の普及と街並みの調和

賑わい形成

【新規基準】エリアマネジメント(オープンカ
フェ等)支援